



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 6 日 (金)
号外第 102 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 医療法施行細則の一部を改正する規則 (67) (医療政策課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇医療法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 特定の者の治療のみを行う病院等の病床について定めた規定中引用する心神喪失者等医療観察法の条項を改める。

(2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和32年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特定の者の治療のみを行う病院等の病床) 第3条の2 略 2 条例第3条第1項第3号の規則で定める病床は、次に掲げる病床とする。 (1) 略 (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号） <u>第2条第4項</u> に規定する指定入院医療機関の病床	(特定の者の治療のみを行う病院等の病床) 第3条の2 略 2 条例第3条第1項第3号の規則で定める病床は、次に掲げる病床とする。 (1) 略 (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号） <u>第2条第5項</u> に規定する指定入院医療機関の病床

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。